

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月16日

静岡市長 殿

提出者

住所 静岡市清水区永楽町3番5号

氏名 株式会社ヤヨイサンフーズ 清水工場

工場長 大場 義孝

電話番号 054-364-4520



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ヤヨイサンフーズ 清水工場
事業場の所在地	静岡市清水区永楽町3番5号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 食料品製造業(冷凍調理食品製造業)

②事業の規模 清水工場生産重量 26,999t/年

③従業員数 685名

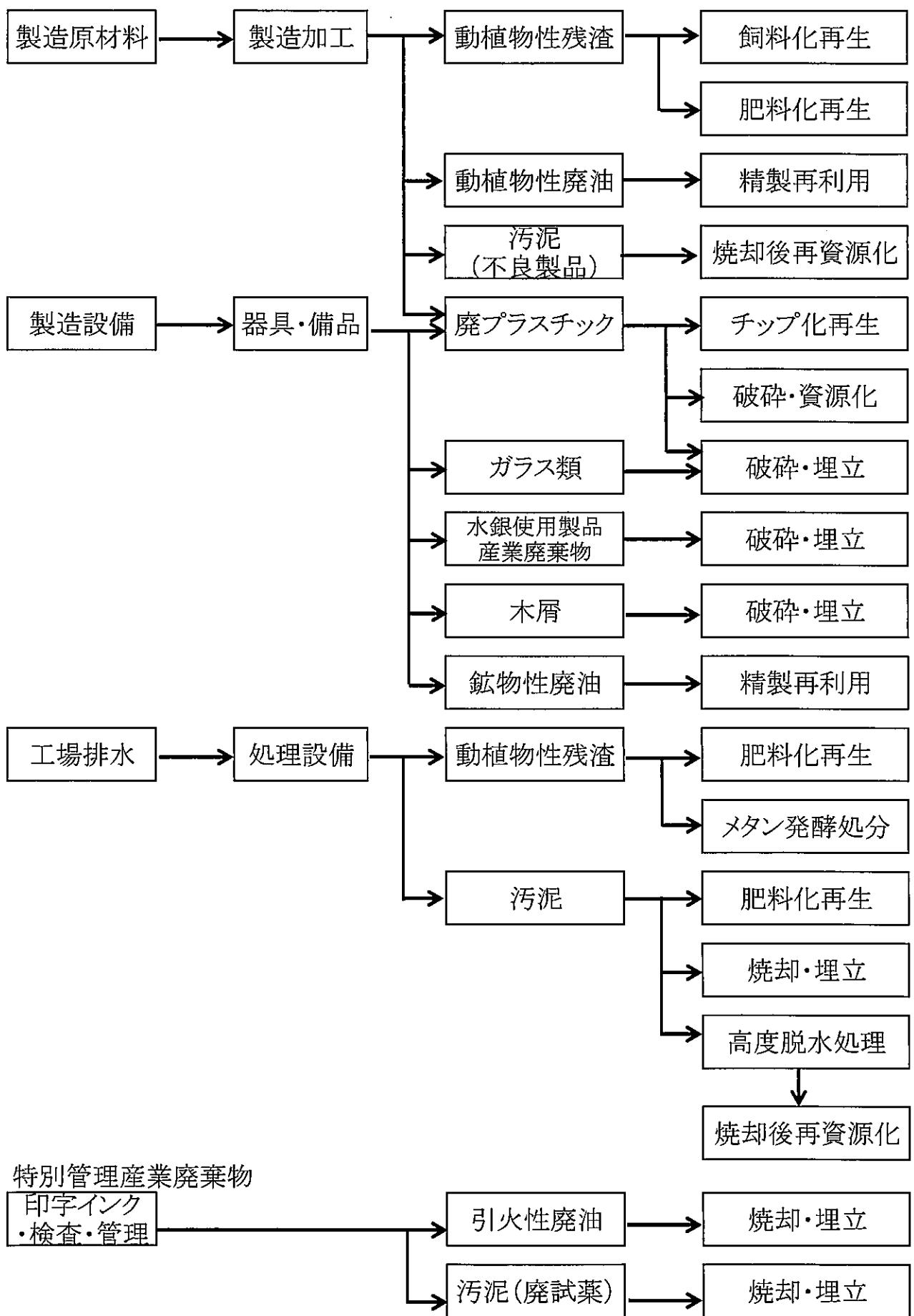
④産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

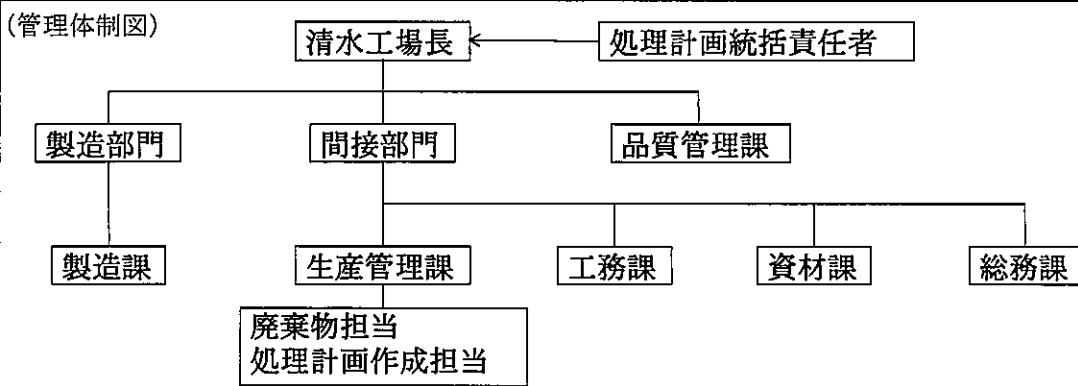
5.6.26 付

環境局
廃棄物対策課
第

別紙1:株式会社ヤヨイサンフーズ 清水工場 廃棄物処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】別紙2のとおり			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・製造課の各職場において不良品の発生を抑制するため、製造現場での管理により、動植物性残渣の排出抑制に取り組んでいる。 ・凝集剤の調整及び脱水機調整により脱水汚泥の含水率の低減による減容化に取り組んでいる。 			
②計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・製造現場での更なる管理によりライン停止によるロスの発生の低減、落下による廃棄量の低減を図る。 ・凝集剤の変更により脱水汚泥の発生量の低減を図る。 ・工場内の照明のLED化を推進し、廃蛍光管の発生を抑制する。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣の分類 ①アウト(肉類、生野菜等)②クリーム、グラタン系生地残渣、 ③クリーム、グラタン系製品残渣(非加熱畜肉含有生地を含む) →肥料化 ④芋系コロッケ残渣、米飯類残渣 ⑤液状残渣(非加熱畜肉含有生地を除く) ⑥廃棄パン粉 →飼料化
	廃プラスチック類 ①焼却、粉碎して埋め立て ②粉碎してチップ化再生③破碎して燃料資源化
	廃棄油 ①動物性廃油 ②植物性廃油 ③鉱物性廃油 それぞれ精製して再利用 鉱物油についてはグリス類を分別し、有価物化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣廃棄時の分別強化により飼料化の割合を増やす。 油水分離の強化の継続により動植物性油の回収量を増やす。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度)実績】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0t	0t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度)実績】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の 量	0t	0t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の 量	0t	0t
(これまでに実施した取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t
(これまでに実施した取組) —			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 動植物性残渣の処分先にメタン発酵処分業者を追加した。 乾電池の処分を市の焼却場への持ち込みに変更した。 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯など)の処分先として優良認定されている業者を選定した。 電子マニフェストの運用対象業者を増やした。			

②計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理 委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理 委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組) 動植物性残渣廃棄時の分別強化により飼料化の割合を増やす。 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量を増やす。</p>			
※事務処理欄			

書計画処理物棄業産別紙2

(单位:t)

産業廃棄物の排出 の抑制に関する事項	廃棄物の種類		動植物性 残渣	汚泥	廃プラ スチック	磨油	ガラス類	木屑	水銀使用製品 産業廃棄物	(特管) 廃油・废薬品
	①現状	排出量								
②計画	排出量	1,787,000	797,000	360,000	35,000	1,000	1,000	1,000	0.270	0.005
			1,805,435	805,360	366,285	33,350	1,300	0.935	0.090	0.000

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。